

# 「進学案内書」と専修大学 (一)

## —明治十～二十年代を中心として—

瀬戸口 龍 一

(大学史資料課)

石 綿 豊 大

(大学史資料課)

### 1. はじめに

明治十年代から現在に至るまで 夥しい数の進学案内書、受験雑誌が刊行されてきた。これらの雑誌を「進学案内書」として日本近代教育雑誌のなかに位置づけ、その意義について研究を行ってきたのが菅原亮芳氏である。菅原氏によると「進学案内書」とは「就学、あるいは進学、時には上京進学し、学問しよう」と志していた青年たちに対して、第1に上京にあたっての注意、第2に各学校の学則、そして第3に各主要学校の入学試験問題などの項目を設け、進学に關する情報を提供したガイドブック」であるという。特に明治中ごろ、東京には数多くの私立学校が開校したこともあり、東京の官公私立学校を対象とした「進学案内書」が相次いで刊行された。

菅原氏はこれまで「進学案内書」が教育史のなかで補助的な資料として使われてきたことに対して、これまでの教育史の中心であっ

た文部省や地方自治体などの意志決定機関から出された法令や学校そのものの分析ではなく、教育の受け手である学生の視点から見た教育史を考える際の資料として「進学案内書」を見ていく必要性があると提唱している。そのために「進学案内書」を「網羅的に取り上げ、本格的な書誌的分析、全面的な内容分析を行う必要がある」と述べている。

このような「進学案内書」は近代になって初めて生まれきた訳ではない。江戸時代中期、明和五年(一七六八)に第一版が刊行された『平安人物誌』の凡例の一番目には「此編之作爲他邦人遊学於京師者輯焉」(此の編の作 他邦の人、京師に遊学する者の為に輯む)とある。つまり、この書は他国の人で京都に遊学したいと思っている人たちのために編集されたことがわかり、その内容は京都に住んでいる文化人の姓名や住所、俗称などが書かれたものである。

まさに江戸時代における「進学案内書」ということができるだろう。この書籍はその後、何度も改版され、慶応三年（一八六七）には第九版が刊行された。実に百年に渡って刊行され続けたのである。

しかしながら、先に挙げた凡例にある「此編之作爲」という文言は早くも安永四年（一七七五）の第二版には凡例の三番目に「此編所輯者住於京師人而已如遊事於他國者與暫寓於京師者則除之」という文言に変わっている。さて天明二年（一七八二）の第三版以降、凡例にはもはや「他邦」や「他国」からの「遊学」や「遊事」のための書であるという文言を見ることは窺えない。これは京都から江戸へ学問の中心地が移り、地域の人々の遊学する場所が江戸や長崎に移り変わっていったためと考えられている。

「進学案内書」についてはこれまでの菅原氏の長崎の礎によっていくつかの個別の「進学案内書」の書誌情報は明かにされ、その上で「網羅的」に取り上げられ、体系づけられてきた。しかしながら、各学校 について記されてきた内容の分析は、その数の膨大さもあってなされていない状況である。

近年、大きな進展および広がりを見せ始めた大学史研究において、その時々の学則や大学の様子が書かれている「進学案内書」を詳細に見ていくことは、外から見た大学の姿を考えるうえでも重要な意味を持つものと思われる。また、明治・大正・昭和、そして現代までも続く「進学案内書」も先に挙げた『平安人物誌』のように、その時代によって、その目的や対象とする読者、または作成者などに

変化が見られるのではないだろうか。本稿ではこのような考えから「進学案内書」を出来る限り一点一点取り上げ、専修学校に関する記事を分析することによって「進学案内書」を明治期の書籍史研究のなかに、そして大学史研究のなかに位置づけることを目的とする。近年の書籍史研究は従来の作者・作目訳論だけでなく、販売・流布・読者など様々な視点から書籍を捉える研究がなされている。本稿もそのような視点を取り入れ、また菅原氏の研究にも依拠しつつ、少しでも新たな点を提示できればと考えている。

## 2. 明治期における進学案内書と私立学校の設立状況

ここでは明治期の出版状況および「進学案内書」の位置づけについて先行研究に拠しつつ、確認しておくこととする。その後明治期における官公私立の高等教育機関の設立状況を、本学の前身である専修学校を中心に述べていくこととする。

先にも述べたが近年、近世書籍史研究は作者・作品論だけでなく、読者や流通、販売といった視点からの研究がなされており、その成果として、江戸時代においても三都だけでなく、広く書籍が流通され、地方の書肆や貸本屋によって、または村には「蔵書の家」と呼ばれる書籍を収集していた庄屋層などの農民たちが存在し、多くの人々が書籍を読むことができたという報告もなされている。このような研究状況は、これまでの幕末や近代になって新聞や雑誌などの活字メディアの発達によって全国に広まっていったというように

認識に対して、近世においても出版、読書は全国的な広まりを見せていたということを提示した。

このような近世書籍史研究を踏まえた上で、永嶺氏は「江戸時代の読書状況と近代の読書状況とが根本的かつ構造的にまったく異質のものである」という。その大きな違いが「出版物流通の〈速度〉と〈量〉」であると指摘する。その要因に鉄道の出現があり、書籍の全国的な流通網の形成が明治三十年代であると結論づけ、明治三十年前後に新聞や雑誌、書籍がその数を急激に増やすのは「中央活字メディアの地方進出攻勢」であると述べている。

一方、本稿で取り上げる「進学案内書」はどのような傾向を見せているだろうか。菅原氏の研究によると現在のところ、近代に入っで見られる「進学案内書」の概の刊行年は明治十六年（一八八三）である。そして、その種類、量は明治二十年代、さらに明治三十年代と時代を追うごとに増え続けることが指摘されている。特に明治三十年代は「進学案内書」の内容にも地域的な広がりを見ることができ、全国の諸学校を紹介する案内書が登場する。例を挙げると書名に京都、近畿などが記された村上逸雄『京都修学案内』（山中勘治郎、中沢達吉 一九〇二）、西原実光『近畿遊学便覧大阪之部』（近畿遊学便覧発行所 一九〇二）などが挙げられる。

本稿では紙面の都合もあり、今回は明治三十年代の「進学案内書」まで立ち入ることはできないが、「進学案内書」が菅原氏の定義づけられたように上京して学問しようとした輩たちに向けたものであっ

たならば、当然、「進学案内書」は地方にまで広く流通・販売されている必要性があるだろう。

菅原氏が紹介している正宗白鳥の文章には確かに「これから何処の学校へ行こうかと、『遊学案内』などを取りよせて慮しながら、他郷遊学の光景を空想しているのは楽しかったであろう。」とあるように、当時、岡山にいた正宗が「進学案内書」を見ていたことはここからわかる。しかし、正宗が手にした「進学案内書」が岡山で販売されていたものかは不明である。つまり正宗の言葉は「進学案内書」の読者側から見場合には有効な史料であるが、販売・流通の側面はこの史料から見ることができない。本稿で取り上げる専修学校にも後に述べるが、学生の多くは地方から筏を負うために上京してきた若者たちである。「進学案内書」の読者、流通、販売を考える場合は、そのような学校や学生を丹念に見ていく必要があるだろう。

もう一点、ここで確認しておきたいのは、明治期における教育制度と学校の問題である。当たり前のことであるが「進学案内書」の刊行は学校の存在あってこそである。そこで、本稿で扱う専修学校を中心にこの時期の高等教育機関について触れておく。

専修学校が設立されたのが明治十三年（一八八〇）のことである。明治十年代、そして二十年代には多くの私立学校、特に法律系の私立学校が創立された。それは明治政府が法制を整備するためにこの時期、法律家の養成を必要としたこともあるが、明治十年代になっ

て高まりを見せる自由民権運動も一つの要因として挙げる事ができるだろう。

明治五年（一八七二）、森有礼によって「学制」が公布され、近代国家として初等教育から高等教育まで整備した国民教育が始まった。もちろんそれ以前、例えば明治二年（一八六九）には京都における初めての小学校の設置、幕末から続く慶應義塾をはじめとした私塾、郷学校などが存在しており、それぞれにおいて教育が行われていたことは言うまでもない。

高等教育機関としての大学を見てみると、「学制」公布に遡る明治二年には東京において昌平学校（旧昌平坂学問所）を大学校とするなど、初めて「大学」という名称の学校が生まれている。この大学校がその後、何回かの統廃合が行われ、明治十年（一八七七）に東京大学が誕生する。

専修学校の「創立主旨」には「官立学校ニ入ラント欲シテ能ハス、他ニ適当ノ学校ヲ求メテ之ヲ得ス、終ニ志ストコロニ従事セサルヲ致スハ、豈憤ヘキノ至リ」を学校設立の理由の一つに挙げている。つまり、当時、高まりつつあった高等教育を受けたいという人々の意欲に対して、官立学校だけではそれを賄うことができないために私立学校が設立されていたという側面も見られる。

「進学案内書」が明治十年代に生まれた背景として、このような高等教育への人々の要求とそれに対するかのように数を増やしていく私立学校の設立状況があったことは間違いないだろう。

### 3. 『東京諸学校学則一覧』と専修学校

菅沼氏が作成した「近代日本における進学案内書の文献目録」によると最も早い「進学案内書」は、明治十六年（一八八三）十一月五日、小田勝太郎が編集し、英蘭堂から発行された『東京諸学校学則一覧』である。この本は現在、国立国会図書館にも所蔵され、その全文はデジタル画像化され、「近代デジタルライブラリー」の中で見る事ができる。

本書はその書名の通り東京にある官立学校、私立学校や私塾の学則を学校別に取り上げたものである。発行の目的や本書の内容については次に挙げる凡例に見ることができよう。

#### 凡例

- 一 該書ハ当時府下有名ノ官私諸学校ノ学科課程等ヲ纂集セシ者ニシテ、則チ各地方ヨリ新ニ笈ヲ負フ者ノ便益ニ供ス
- 一 該書ヲ分ツテ三冊トシ、上中二冊ハ専ラ官立諸学校、下一冊ハ専ラ私立諸学校・塾ノ学則ヲ記載ス
- 一 該書ハ専ラ覽者ノ簡便ヲ旨トスルヲ以テ、最モ緊要ナル処ノミヲ集拾シ、煩雜冗長ノ部分ハ之ヲ贅セス

編者識

明治十六年三月<sup>10</sup>

この凡例にあるように『東京諸学校学則一覧』は明治十六年当時、

東京府において有名な官公私立の学校の学科課程などを集めたもので、その編纂の意図は「各地方ヨリ新ニ笈ヲ負フ者ノ便益ニ供ス」ためであった。つまり、全国各地から遊学のために郷里を出てきた人たちのために役立つようにという願いが込められている。その意味でも本書は明治期における「進学案内書」の原型とも言えよう。後に述べるが、編者である小田自身も広島県福山市から東京へ遊学してきた人物であった。

取り上げられた学校は凡例の通り、上巻には五校、中巻には十一校、ここまですが官立学校である。そして下巻には私立学校または私塾が二十五校挙げられている。専修学校は下巻の九番目にその名前を見ることが出来る。ちなみに八番目には明治法律学校（明治大学の前身）、十番目に「東京英学校」（青山学院大学の前身）が収録されている。

そして取り上げた学則は読者が簡単に見ることが出来るように、全文を取り上げるのではなく、大切だと思われる部分のみを収録したことがわかる。

編者である小田勝太郎について簡単に述べる。本書の奥付に「本郷区駒込西片町十番地（現文京区駒込西片町）寄留・広島県士族」とあるように、小田は文久二年（一八六二）に福山市天神町（現広島県福山市丸之内）に生まれている。幼いころから漢学を学び、福山藩校・誠之館を卒業した後東京に上京し、講道館柔道の創始者・嘉納治五郎のもとでドイツ学および柔道を学んだ。小田は

その後、独逸協会学校（獨協大学の前身）、東洋哲学館などで学んだ後、陸軍幼年学校、東京高等師範学校、千葉県立佐原中学校など多くの様で、漢学や柔道教育に尽力した人物である。晩年は上海の東亜同文書院（愛知大学の前身）、母校・誠之館でも教鞭をとった。本書が刊行された明治十六年は小田がまだ二十二才の時であり、講道館において嘉納治五郎から教えを受けている時期であった。小田が故郷福山から東京に出てきたのは本書刊行のわずか一年前のことである。東京に出てきたばかりの小田がどのようにして本書の編纂を行ったかは不明であるが、自身の経験から地方出身者のために「進学案内書」の編纂を思い立ったのかも知れない。

出版人および発行所についてであるが、奥付によると出版人は日本橋区馬喰町二丁目五番地（現中央区日本橋馬喰町）、東京府平民・島村利助、発兌書林は本郷区春木町三丁目一番地（現文京区本郷）・英蘭堂支店となっている。国立国会図書館蔵書検索システムから出版者の項目に「英蘭堂」と入れて検索すると、百四十三件出てくる。刊行年を見ると明治三年（一八七〇）のものが最も古く、最も新しいものは大正十一年（一九二二）に刊行している。出版物としては医学・薬学・化学関係のものがほとんどで、『東京諸学校学則一覽』は英蘭堂が発行した書籍のなかでも異彩を放っており、国立国会図書館が所蔵する英蘭堂発行の書籍のうち、「進学案内書」は本書のみであった。

次に専修学校の部分を見ていこう。次に挙げる史料は本書にある

「専修学校規則」の全文を抜き出したものである。

### 専修学校規則

#### 教授ノ事

一 本校ノ教授ハ都テ講義ヲ以テス

一 修学期ヲ二年トシ一年ヲ分ツテ二期トナス

第一期 九月十六日ヨリ十二月二十五日マテ

第二期 一月十五日ヨリ六月三十日マテ

一 毎月第一ノ日曜日ニ於テ討論会ヲ開キ生徒ヲシテ講習セシメ、

第三ノ日曜日ニ於テ特別講義ヲナスヘシ

一 臨時講義ハ杉亨二、鳩山和夫等ノ諸君ニ囑ス

一 授業時間ハ時宜ニ応シテ之レヲ定ムベシ、尤モ各級一週ニ六

時間ヨリ少ナカラズ

但シ、当分午後三時半ヨリ五時半マデヲ經濟科トシ、六時

十五分ヨリ八時半マデヲ法律科トス

一 生徒ヲ分ツテ本員・別員ノ二種トス、本員ハ都ベテ教則ニ從

ツテ学ブモノニシテ、卒業ノ節ハ其證書ヲ授与ス、別員ハ必

ズシモ教則ニ從フヲ要セス、故ニ卒業證書ヲ与ヘズ

一 毎期小試験ヲナシ、毎年大試験ヲナシ、及第セサル者ハ元級

ニ留ム

第一年 第一期

法律初歩

契約法

代理法

憲法

売買法

刑法大意 訴訟演習

同 第二期

契約法 売買法 私訴犯法 身分法 受託法

組合商業並会社法 訴訟演習

第二年 第一期

海上法 海上保險法 万国公法 訴訟法 法理

治罪法 日本刑法 訴訟演習

同 第二期

海上法 海上保險法 法理 証拠法 仏国契約篇

訴訟法 流通證書ノ法 立法論 訴訟演習

#### 入校退校ノ事

一 毎年九月ヲ以テ入校ノ期トス

但シ、臨時入校ヲ請フモノハ之レヲ許スト雖トモ、試験ヲ

經ザレバ本員タルヲ得ズ

一 年齢滿十八年以上ニアラサレハ入校ヲ許サス

但シ、公私ノ中学ヲ卒業セシ者ハ此限ニアラズ

一 入校セント欲スルモノハ塾監局ヘ申出、其許可ヲ得バ書式ノ

如ク入校証ヲ認メ、東京住ノ父兄若シクハ世話人ニテ身元確

カナル者ヲ以テ保証人トナスヘシ

一 退校セント欲スルトキハ、其旨塾監局ヘ申出ツヘシ、然ルト

キハ幹事 リ保証人ヘ入校証ヲ返却スヘキガ故ニ、之ヲ以テ

退校ノ証トナスヘシ

一 断リナク欠席ニヶ月以上ニ至レハ退校ト見做シ、入校証ヲ返却スヘシ

一 一旦退校シ再ヒ入校ヲ請フ時ハ、新入ト同様ノ手續ヲ経ヘシ

#### 学費ノ事

一 入校スルモノハ束修トシテ金一円ヲ納ムヘシ

一 月謝ハ金一円、但シ一科兼修ノモノハ一円五十銭毎月ノ初

メ三日内ニ納ムヘシ

一 毎年十一月ヨリ四月迄、校中雜費トシテ一ヶ月金十五銭ヲ納ムヘシ

一 十五日以前ニ入校スルモノハ月謝校費ノ全額ヲ納メ、十五日以後ハ其ノ半額ヲ納ムヘシ

一 止ムヲ得サル事故アリテ一月以上欠席スルトキハ、前以テ其旨塾監局ヘ申し出ヅレバ、再ヒ出校ノ月迄、月謝校費ヲ納ムルニ及ハズ

一 仮令欠席月余ニ至ル事　メ其旨申出ザレバ常額ノ月謝校費ヲ納ムヘシ<sup>12</sup>

この「専修学校規則」（以後、「規則」とする）を詳しく見る前に、國學院大學図書館所蔵梧陰文庫には明治十六年三月に刊行された『専修学校一覽』という冊子が所蔵されている。この冊子の内容に

ついでには「《史料紹介》専修学校 学則沿革（一）」（本書所収）でも取り上げているが、専修学校の「規則」「教旨」「教則」「入校退校」「学費」「雜費員」（以下、これらを総称して「学則」とする）などが収録されている。明治十六年十一月に民間の書肆から刊行された『東京諸学校学則一覽』に収録されている「規則」と、それに先立同年七月に専修学校が刊行した『専修学校一覽』に収録されている「学則」を比較することは、進学案内書である『東京諸学校学則一覽』の記載内容がどこまで正しかったのかを検討する上で重要な意味を持つと思われる。そこで両者相違点を見ていくが、「学則」全文は「《史料紹介》専修学校 学則沿革（一）」に（史料として）掲載しているので、そちらを参照していただきたい。

「規則」は「学則」とほぼ同じ時期に刊行されたにもかかわらずいくつかの相違点を見ることができ、その違いを箇条書きにして左に挙げることにする。

- ① 修業年限が「規則」では二年、「学則」では三年となっている
- ② 一学年を二期としていることは同じであるが、二期日程が「規則」は一月十五日～六月三十日、「学則」では一月十六日～七月十日となっている
- ③ 「学則」にない、臨時講義の講師の名前が挙げられている
- ④ 「学則」では「員外生」という名称が「規則」では「別員」となっている
- ⑤ 「規則」では期末試験を「小試験」、学年末試験を「大試験」

という名称にしている

⑥ 講義内容に大きな違いが見られる。さらに「規則」では法律科のみの講義内容が書かれており、経済科の講義内容がない

⑦ 「学則」にない十五日以前以後入学者の月謝納付金の違いが書かれている

⑧ 「学則」にない一ヶ月以上の休校に関する規定が書かれている

⑨ 「規則」には寄宿、休業日など規定が省略されている。少し細かくはあるが、以上の相違点を挙げてみた。この内、⑨のように「学則」にあっても「規則」にないという点は、「凡例」にもあるように編者が意図的に省略したことが考えられる。

この中で一番大きな相違点は修業年限の違いであろう。この時期、多くの私立学校は修業年限を三年間としていた。進学希望者にとって修業年限は大きな題だったと思われる。このような修業年限の間違いは本来、「進学案内書」において必要とされる学校情報としては大きな不備があったと言ってしまうだろう。

では、この間違いは一体どこから来たのだろうか。専修学校の修業年限は設立当初、二年間であった。修業年限が三年間に変更されたのは本書が刊行されたわずか四ヶ月前の明治十六年七月のことであった<sup>13</sup>。凡例が書かれたのは明治十六年三月のことであり、編者である小田は専修学校のこの時期の最新の学則、つまり「学則」からではなく、それ以前の学則を取り上げたと思われる。

さらに、この修業年代の相違点から考えられることは、『東京諸

学校学則一覽』収録された学校情報は、少なくとも専修学校については専修学校側が提供したのではなく、小田自らがどこからか収集したものを編纂したと思われる。専修学校が提供したものであるならば、修業年限が違う古い学則を提供するとは考えにくい。つまり、『東京諸学校学則一覽』は収録された学校がほとんど関与することなく、編者もしくは版元が独自に刊行した「進学案内書」と言えるのではないだろうか。

相違点についても一つ注目すべきは、経済科のカリキュラムが記載されていない点である。当時の専修学校を、少なくとも『東京諸学校学則一覽』の編者・小田は法律専門学校として見ていたことがわかる。そしてこの本を見た読者も本学に経済科があったことは「規則」からはまったくわからない。ここからは、本学が、当時相次いで設立された私立法律学校の一つとしてしか見られていなかったことがわかる。

#### 4. 『東京留学案内 完』にみる専修学校

明治十八年（一八八五）七月十日に出版人・和田篤太郎から刊行された『東京留学案内 完』については菅原氏による分析がなされている<sup>14</sup>。それによると本書の価格は定価二十銭、全九十四頁からなっている。その内容については、国立国会図書館「近代デジタルライブラリー」で全文をデジタル画像として見ることができる。

編者である下村泰大はその奥付によると埼玉眞平民とあるが菅



原氏もどのような人物かは記していない。下村の業績は本書の刊行されたわずか四ヶ月前、明治十八年三月に泰盛館より刊行された『西洋戸外遊戯法』という書籍からも見る事ができる。『西洋戸外遊戯法』は明治十六年に東京大学で教鞭をとっていたF・W・ストレンジが書いた『アウト・ドア・ゲームズ』を翻訳したものである。『アウト・ドア・ゲームズ』は野外スポーツの実際を紹介したもので、下村は『西洋戸外遊戯法』においてベースボールを「打球鬼っこ」と訳すなど、近代日本スポーツ史研究ではよく使用される文献を書き残している。

菅原氏が本書で特に注目している点が本書の一番最初に編者・下村泰大の手によって書かれている「留学者ノ注意」である。この文章は東京の私立学校へ入学を志す者への注意書きである。明治期における私立学校の分析は本稿の目的の一つであり、この注意書には当時の私立学校の様子やどのように見られていたかがよくわかる内容であるため、かなり長文ではあるがここに引用することとする。

### ○留学者ノ注意

地方ヨリ遠ク笈ヲ負フテ、都下ニ遊学セントスル者ノ必得ベキコト種々アリ、是等ノ事柄ヲ一向ニ頓着セスズテ、只一東京々々トノミロニ称へ、心ニ思ヒ、東京サへ出レバ袖手ヲ居ルモ、大学者ニ成ラル、如ク考フルハ大ナル誤解ニシテ、往々費用ト時日トヲ空シク損毛シ去ルノミニ止マラズ、甚シキハ将来ノ目的

ヲ誤リテ、復タ如何トモスルコト能ハス、鵠鴻ノ志ハ忽チ変シテ、燕雀ノ志トナリ、勇敢穎進ノ氣象ハ忽チ挫ケテ、怯懦卑屈ノ氣象トナルニ至ル、蓋シ一日ノ計ハ鷄鳴ニ在リ、一年ノ計ハ春季ニ在リ、一生ノ計ハ少壯ノ時ニアリトハ古人ノ名教ニシテ、復タ動カズ可カラサルノ金言ナリ、然ルニ有為囑望ノ少年ニシテ、一朝自己ノ処身ヲ誤マルカ為メニ、不測ノ災害ニ陥イルノ不幸ヲ来スハ、亦タ悲シムベキノ事ナラスヤ、而シテ此不幸ヲ止ムベキ手段ハ種々アリト雖トモ、茲ニ概括シテ其要件ヲ挙げバ、第一、事ノ得失ヲモ考ヘズシテ、妄リニ東京ニ遊学セントスルノ志ヲ庄へ、地方ニ在テ学ビ得ベキ丈ハ、成ルベク地方ニアリテ実力ヲ養成スベキ事、第二、既ニ遊学セシ後ハ、確立不変ノ目的ヲ定メ、且終始其進路ヲ維持スル事、第三、学校ヲ撰ム事、第四、遊惰放蕩ニ流レザル事、第五、撰生ニ注意スベキ事等是レナリ、然レトモ此書特ニ其第三ニ就キ、少年ノ心得トナルベキ事項ヲ掲載スルヲ主トスルヲ以テ、今他ハ暫ラク茲ニ省キス

方今我国文化旺盛ノ域ニ進歩シ、全国到ル所トシテ学校ノ設ケアラザルハナク咿唔ノ朗々タルヲ聴カザルナキニ至リタルハ、亦甚ダ喜ブベキノ事ナリ、殊ニ東京ハ全国ノ主府ニシテ政令・法度ノ之ヨリ出ル所、民庶衆多、市街殷富実ニ諸般ノ人生事業ニ取りテ最モ便利ノ中枢ト謂ツベシ、随テ教育ノ田園、則チ学校ニ至テモ其数甚ダ多く、大学・専門学校・中学校等各所ニ聳

立シ、小学校ノ如キハ数百十ノ多キニ至ル、則チ我国文学ノ淵藪ト曰フモ、決シテ其虚ナラザルヲ知ルナリ、豈亦盛ナラズヤ然レトモ退テ其学校部内ニ就キ、々々調査スルトキハ、往々教育ノ真面目ヲ失セルモノナシト云可カラス、蓋シ官立、若シクハ公立ニ属スルモノハ無論憂慮スベキ者ナシト雖トモ、新設ノ私立諸学校中ニハ往々其設立目的、一ニ射利ノ点ニアリテ、復タ世益ノ如何ハ措テ問ハザルモノアリ、若シ誤テ此等ノ学校ニ入ルトキハ、豈遠ク笈ヲ負フテ都下ニ来学スルモノ、利ナランヤ、殊ニ晩近甚タ驚クベク、又タ恐レベキ弊風ノ生ゼシ実況ヲ見ルノ不幸ニ際会セリ、今左ニ其事実ヲ挙テ読者ノ注意ヲ喚起セントス

頃日府下ニ於テ、何学院、若クハ何学館ト称シ、新ニ大館大校ヲ建築シ、大ニ生徒ヲ募集スル如キ有様ヲ諸新聞ニ広告シ、或ハ此度ニ限り無束脩ニテ生徒若干名ヲ限り、入学ヲ許ストカ、又ハ院学生徒、地方補習員ヲ募集スルナド、广大ニ宣告シ、巧ニ其虚勢ヲ張ラントスルモノアリト雖トモ、實際其校ニ就キテ之レヲ見レハ、豈図ランヤ、小矮ナル下宿屋ノ二階ニシテ、其職員ハ先生兼取次一人アルノミ、其規則ヲ問ヘバ、本館別課学云々ノ活版摺リ一紙ヲ携ヘ来テ示サル、因テ顧テ其本科ヲ問ヘバ、其答辞誠ニ曖昧ニシテ、或ハ更ニ解スモノアリ、蓋シ本科ナルモノハ実ニ有ルコトナクシテ、其広告ハ啻ニ世人ヲ瞞着シテ、僥倖ノ利ヲ射ラント欲スルノ狡猾手段ニ出ルノミ故ニ、地

方ノ少年東京ニ来リテ某学ノ学校ニ入ラント欲スル者ハ各自其校ニ就キ丁寧反復其詳細ノ規則ヲ承合シ、且ツ能ク其内部ノ事実ヲ穿鑿スルニ非ザレハ、往々狡猾者ノ陷阱ニ陥キルノ災害ニ懸ルコトアルヲ以、始テ都下ニ遊学スル者ナドハ殊ニ此点ニ注意スベシ、又到底地方ニ在テハ補習スル能ハザル学科ヲモ独学ノ出来ル様宣言シ、且予メ一時ニ若干ノ教授料ヲ領納シテ后チ、言ヲ食ミ、其事ヲ実行セズ、或ハ新ニ学校ヲ設置シテ外国人何某ヲ聘シテ、今般生徒若干名ヲ限り募集スルナド宣言シ、偶々来訪スル者アレハ得タリ顔ニテ幾人ニテモ引受、先ツ束脩金ヲ領収セリ、後幾日ヲ経ルモ開校スルノ期ナク、尚甚シキハ地方ヨリ出京シテ始テ入学スル少年ナドハ、一ヶ年位ノ学資ヲ其校ノ幹事ニ依托シ、以テ授業ノ始マルヲ俟ツト雖、荏苒日月ヲ経過シ、猶開校セザルヲ憤リ、退校ヲ乞ヒ、且其依托セシ学資金ヲ償還センコトヲ要求スルモ、彼レ遁辞ヲ設ケテ、其償還ヲ情リ、之レガ為ニ書生タル者進退是レ谷マリ、大ニ迷惑ヲ来ス者アリ、実ニ不都合千万ノ次第ナラスヤ、蓋シ丁年未滿ノ者ハ学資ヲ坐右ニ置クハ却テ誘況ノ主因トナリ、怠惰放蕩ニ陥キルノ患アルヲ以テ、之レヲ在京ノ親戚、或ハ学校ニ預ケ置クハ甚タ宜シキ事ナリト雖モ、前條述ル如キ不正ノ学校往々之レナキヲ保スル不能ヲ以テ、能々注意シテ、夫レ等ノ学校ニ入ラザルヲ可トス、但シ有名ナル大塾ノ如キハ校礎堅確、且ツ幼年校モアリ、学資預リノ方法モ整頓セルヲ以テ、此等ノ学校ニ入学セバ、

直チニ其手續ヲ経テ、学資金ヲ其校ニ預クルヲ宜シトス  
 以上、私立学校ニ入ラントスル者ノ為ニ参考トナルヘキ特種ノ  
 注意ヲ記セリ、以下余輩ノ現ニ熟知セル公私諸学校規則ヲ列記  
 シテ覽者ノ看考ニ供セントス、但シ此書ニ記スル所ノ者ハ官公  
 立ハ勿論、私立ト雖モ世人ノ一般ニ優良適好ノ学校トシテ信用  
 スル所ノモノニシテ、且在学生徒ノ員数モ亦他ニ比シテ多数ナ  
 ル所ナリ、此他猶私立ノ漢洋数学等諸他ノ学舎甚タ多シト雖モ  
 紙数限りアルヲ以テ茲ニ省ク<sup>15</sup>

お断りした通り、長々とした引用になったが、当時の私立学校の  
 状況を見る上では大変重要な史料である。まず最初に、上京して学  
 ぶ若者たちの心得が蕩々と述べられている。現在の大学生にも十分  
 当てはまる訓辞と言えよう。ここには菅原氏の言うように「指導書」  
 としての側面を十分に見て取ることができる。

そして、もう一点は当時の私立学校の状況である。明治十年代か  
 ら急激にその数を増やしていく私立学校が官公立学校に比べて、そ  
 の拠るべき基盤の薄さからか、かなりいい加減な学校が多かったこ  
 とが強調されている。特に新設の私立学校には利益を目的として設  
 立された学校も多く、せっかくな志を持って上京してきた若者に対し  
 て、十分な下調べが必要であることを執拗に述べているのである。

新聞広告や雑誌広告も当てにはならないとも言ふ。確かに多くの  
 私立学校は新聞や雑誌に積極的に広告を出し、生徒の募集を行って

いた。専修学校も開校式に先立つ明治十三年八月十日の『東京日日  
 新聞』に次のような広告を出している。

今般同志相謀テ専門学校ヲ設立シ、先ツ経済学・法律学ノ二科  
 ヲ置キ、来九月ヨリ講筵ヲ開キ、邦語ヲ以テ教授ス、有志ノ諸  
 君ハ九月十日迄ニ左ノ処ヘ御来談アレ

芝区三田四丁目三十三番地 津田純一

京橋区南紺屋町十一番地 相馬永胤

神田錦町一丁目六番地 元攻法館 山下雄太郎

小石川区金富町四十六番地 駒井重格

経済学教員 田尻稻次郎 駒井重格

法律学教員 津田純一 相馬永胤

目賀田種太郎 金子堅太郎

高橋一勝 山下雄太郎

京橋区木挽町

二丁目十四番地

専修学校<sup>16</sup>



このような広告は専修学  
 校に限らず、多くの私立学  
 校において生徒募集のため  
 の一つ的手段として行われ  
 ていたのである。しかし編  
 者・下村はそれすらも決し  
 て当てにならないと述べる。

逆に言えば、本書内容がいかに正確を期しているか、また本書で取り上げた私立学校は大丈夫であるということも言っているとも言えよう。

もう一点、この史料からわかるのは明治十八年当時にはやくも「地方独習生」を募集している私立学校が数多くあるということである。これまで、私立学校においてこのような通信教育制度を最初に取り入れたのは英吉利法律学校（中央大学の前身）であると言われていた<sup>17</sup>が、今後はこの件についても考え直していく必要があるかも知れない。

次に本書の出版人である和田篤太郎について簡単に述べると、和田は安政四年（一八五七）に岐阜県不破郡荒川村に生まれた。号は鷹城。巡査を経て、明治十一年（一八七八）に神田和泉町で書籍の小売兼行商を営み、明治十五年、雑誌「新小説」を発刊、現在も続く春陽堂書店として出版を始め、近代文学の発展に貢献した人物である<sup>18</sup>。

この『東京留学案内』は刊行のわずか三ヶ月後の明治十八年十月には改訂版として『増補 東京留学案内』が刊行されている。この増補版では、先に挙げた「留学生ノ注意」は幾分短くなり、現在の私立学校に対する警鐘も少なくなっている。このことが何を指すかはよくわからない。専修学校の記事は増補版もふくめて左のようなものであった。

#### （初版）

##### ○専修学校

本校ノ教授ハ都テ講義ヲ以テス

本校ノ教授スル所ノ学科ハ法律学・経済学ノ二科トス、生徒ヲ

分ツテ本員・別員ノ二種トス

束修 金一円

月謝 金一円

但シ二科兼修者ハ一円五十銭ヲ納ムヘシ

十一月ヨリ四月迄校費トシテ一ヶ月金十五銭ヲ出スヘシ

#### （増補版）

##### ○専修学校 神田中猿楽町

本校ノ教授ハ都テ講義ヲ以テス

一 本校教授スル所ノ学科ハ法律学・経済学ノ二科トス、生徒ヲ

分テ本員・別員ノ二種トス

一 毎月第一ノ日曜日ニ於テ討論会ヲ開キ生徒ヲシテ講習セシメ

第三ノ日曜日ニ於テ特別講義ヲ為スベシ

第一年 第一期

法律初歩 契約法 代理法 憲法 売買法 刑法大意

訴訟演習

第一年 第二期

契約法 売買法 私訴犯法 身分法 受託法

組合商業並会社法 訴訟演習

第二年 第一期

海上法 海上保険法 万国公法 訴訟法 法理

治罪法 日本刑法 訴訟演習

第二年 第二期

海上法 海上保険法 法理 証拠法 仏国契約篇

訴訟法 流通証書法 立法論 訴訟演習

一 毎年九月ヲ以テ入校ノ期トス(臨時入校ヲ乞フ者ハ之ヲ許ス

ト雖トモ試験ヲ経ザレバ本員タルヲ得ズ

一 年齢満十八年以上ニアラザレハ入校ヲ許サズ(但シ公私ノ中

学ヲ卒業セシモノハ此限ニアラズ)

一 断リナク欠席二ヶ月以上ニ至ル 退校ト見做シ入学証ヲ返却

スヘシ

一 一旦退校シ再ビ入学ヲ請フ時ハ新入ト同様ノ手續ヲ経ヘシ

一 入校スルモノハ束修トシテ金一円ヲ納ムヘシ

一 月謝ハ金一円但シ二科兼修ノモノハ一円五十銭毎月ノ初メ三

日内ニ納ムヘシ

一 毎年十一月ヨリ四月マデ校中雜費トシテ一ヶ月金十五銭ヲ納

ムヘシ

一 十五日以前ニ入校スルモノハ月謝校費ノ全額ヲ納メ十五日以

後ハ其半額ヲ納ムヘシ

一 仮令欠席月余ニ至ルモ予メ其旨申出ザレハ常額ノ月謝校費ヲ

納ムヘシ

一見してわかることは、初版と増補版ではその記載内容が体裁、情報量の多さとも大きく違う点である。ここでも専修学校から明治十八年三月に出された「学則」と比較しながら、内容を見ていくことにしよう。この「学則」も先に挙げた学則と同様に「《史料紹介》専修学校 学則沿革(一)〔史 料〕」をとり上げている。

まず、初版の方であるが、「学則」との相違点は「本員」「別員」という呼称が「学則」には見られないことである。次に「増補版」の方であるが、「学則」にはない十五日以前以後入学者の月謝納付金の違いが書かれている。「規則」には寄宿、休業日など規定が省略されている、など『東京諸学校学則一覽』の時の同様の相違点が見られる。

さらに言えば、これも『東京諸学校学則一覽』と同じであるが、講義内容に大きな違いがあり、法律科の講義内容が書かれているという点である。しかも、講義内容は二年分のみ、その内容は『東京諸学校学則一覽』とまったく同じ内容であった。編者である下村が『東京諸学校学則一覽』を参考にして、編集したと考えても良いだろう。先にも述べたが当時、専修学校の修業年限は三年であり、変更後二年の月日が流れている。それでもなお、変更されていない点を考えると、情報内容に疑問を抱かざるを得ない。この点については専修学校以外の記事の詳細な分析が必要となるだろう。

そして、この時期においてもまだ、専修学校は「進学案内書」の

なかでは法律科の方が重要視されていたことも見逃せない事実である。ただし、ここでは、「経済科」の文字が入っている点が前書とは大きく違っている。

## 5. 『地方生指針』と専修学校

ここでは、まず最初に明治二十年（一八八七）六月に刊行された『地方生指針』に見られる専修学校の記事を見ていくこととする。

### 専修学校 神田今川小路

- 一 当校ハ邦語ヲ以テ経済学・法律学ヲ教授スル所トス
- 一 修業年限ヲ三年トシ、毎一年ヲ一級トス
- 一 経済・法律ノ二学科ハ之ヲ兼修スルコトヲ得
- 一 経済科課程左ノ如シ

- 第一年前期 経済原論、経済要論、貨幣論、歴史、簿記学
- 第一年后期 経済原論、応用経済、貨幣論、経済要論、歴史、簿記学

- 第二年前期 銀行誌、外国為換、経済考徴、貿易論、外国貿易原理、簿記学

- 第二年后期 銀行誌、銀行史、経済考徴、租税論、経済史、簿記学

- 第三年前期 租税論、国債論、商業史、世態学、政治学、論理学

- 第三年后期 国債論、商業史、予算論、官有財産論、世態学、弁論学

一 法律科課程左ノ如シ

- 第一年 法学通論、契約法、私犯法、代理法、刑法、親族法、売買法

- 第二年 組合会社法、動産委託法、財産法、治罪法、流通証書、証拠法、平等法、訴訟法、擬律擬判

- 第三年 財産法、破産法、保険法、商船法、理法、羅馬法、擬律擬判

- 科外講義（講義） 歴史、万国公法、万国私法、論理学、政治学、立法論、強認法、弁論学

一 入校ヲ請フ者ハ年齢十八歳以上タルヘシ

一 入校志願者ノ便宜ニ依リ入校ノ際試験ヲ要セス、又定期ノ試験ヲナサシテ員外生トナルコトヲ得ヘシ

一 入校スル者ハ束脩金一円ヲ納ムヘシ

一 月謝ハ一科ヲ修ムル者ハ八十銭トシ、二科ヲ兼修スル者ハ一円二十銭トス、外ニ校中雜費トシテ毎月十銭ヲ納ムヘシ

一 夏期休業ハ七月十一日ヨリ九月十五日ニ至ル

これまでと同様に、この時期の専修学校が明治二十年一月に発行した冊子『専修学校一覽』に収められている「学則」〔《史料紹介》専修学校 学則沿革（一）〕（史料5）参照〕と比較する。

本書に収められている内容は「学則」と見比べてみるとよくわかるが、これまで取り上げた二つの「進学案内書」と比べると、情報の精度がかなり高いことがわかる。特に講義内容に関してほぼ同じ、しかも経済科の講義内容まで取り上げている。この点については先に取り上げた二つの書籍とは大きく違っている。その文言の使い方を見ると、ほぼ同じ表現が数多く使用されており専修大学発行の「学則」を参考にしつつ、それをかなりコンパクトにしたものと考えられる。本書はこれまでの二つの「進学案内書」に見られる専修学校の記事とは大きく異なっている。

では、この『地方生指針』がどのような「進学案内書」であったのかを見てみよう。例によって菅原氏の研究<sup>19</sup>に依拠しつつ、足りない点を補足していくことにする。

内容についてはこれまでの二書と大きな違いが見られる。規則の収録はもちろんだが、上京する学生への心得にかなりの重きをなしている点である。この点については菅原氏も「上京の心得、学資金、苦学生の修学の方法、下宿事情、衛生、在京書生の品行・衣服、東京の市街にわたる都会の生活情報から私立学校入学の注意、学力論、東京の構造的特質さらに各学校の諸規則、さらに主要官立学校の入学試験まで掲載していることが特徴である」と述べている。そして、編者・本富自身は教師経験、書生経験を経た人間であることを評価している。これまでの「進学案内書」とは違った機をとっており、その後の「進学案内書」にもその内容に本書の影響を見ることがで

きる。

では、その編者・本富安四郎であるが、奥付には新潟県土族であり、小石川区春日町五十番地・石垣貫三方に寄宿していることがわかる。本富は長岡藩士として生まれ、明治十九年（一八八六）、上京し、東京英語学校夜間部（日本学園高等学校の前身）に学んだ。その後は鹿児島や郷里・長岡で教鞭をとっている。著書としては明治二十二年（一八八九）に鹿児島で過ごした日々を綴った『薩摩見聞記』がある。

本富がこの『地方生指針』を編集したのは東京英語学校で学んでいる時であった。先の『東京諸学校学則一覽』を編纂した小田も上京一年後に編集しているが、本富にとっても上京一年後の仕事である。この時期の「進学案内書」の成立を考える上でも非常に興味深い点である。このような「進学案内書」の必要性を一番感じていたのは上京したての学生だったのかも知れない。

出版人である、小林新兵衛および嵩山房については菅原氏もほとんど触れていないので、ここで述べることにする。というのも「進学案内書」が嵩山房から刊行された点に意味があると筆者は考えるからである。

嵩山房は享保年間（一七二六～三五）には早くもその名を見ることのできる老舗の書肆であり、その屋号も荻生徂徠がつけたと言われる由緒あるものである。本書にも見られる小林新兵衛はこの嵩山房主人の代々名でもある。有木氏の研究<sup>20</sup>によると享保九年（一七

(二四)に刊行した『唐詩選』の成功によって大きな利益を得たという。その後も明治、大正と多くの本を刊行し、少なくとも昭和初期のころまでは刊行物を確認することができる。

明治期における高山房の刊行物を見てみると、明治八年(一八七五)に刊行した中根淑『兵要日本地理小誌』をはじめとして、文系理系を問わず、小学校・中学校、または高等教育機関用の教科書類を数多く出版している。また、明治四十二年(一九〇九)には花輪虎太郎が書いた『英語受験準備』も刊行している。これは「進学案内書」ではなく、英語受験用問題集であり、「問題之部」と「解釈之部」の二冊から成る本格的なものである。

この『地方生指針』も「第二編下」には「諸官立学校入学試験問題」として「東京農林学校」「陸軍士官学校」「海軍兵学校」「東京商業学校」「第一高等中学校」の五校分の入学試験問題が載せられている。これが後の『英語受験準備』にも繋がっているとも考えられる。

高山房にとっても、このような「進学案内書」の刊行は自社が刊行する教科書類の販売にも繋がることであり、書肆としての大きなメリットがあったのではないだろうか。

さらに言えば、「進学案内書」を高山房のような老舗の書肆が刊行した意義も大きかったのではないだろうか。これまで取り上げた二つの「進学案内書」と違い、初めて江戸時代から続く書肆、しかも老舗書肆が軒を連ねる日本橋界隈の書肆である<sup>10)</sup>。老舗書肆の

人脈を垣間見ることのできるのが巻末に掲げられた「売捌書肆」の一覧である。

近世以来、書籍の流通を担ってきた方法の一つとして売弘所(または「売捌所」)の存在がある。三都の書肆を中心につくられた書籍を、三都内、または地方で販売していたのが売弘所である<sup>11)</sup>。近世以来の書肆で、ある高山房もこの売弘システムを利用して書籍を販売してきたし、また自身が売弘所となり、他書肆の書籍を取り扱っていた。

高山房は「進学案内書」ではないが、類似する点も多い「名所案内」にも関わっている。例を挙げると、歌川広重の手によって嘉永三年(一八五〇)〜慶応三年(一八六七)に刊行され、江戸観光案内書として大評判を博した『絵本江戸土産』(版元・金幸堂菊屋幸三郎)では高山房も多くの書肆とともに販売を行っている。また、明治二十一年(一八八八)には『松島勝譜』という名所案内も刊行している。

巻末の「売捌書肆」にある北島茂兵衛(屋号は「千鐘房」)、稲田佐兵衛は近世から続く老舗であり、丸屋善七は言わずと知れた現在の丸善、いろはや新造は新興の貸本屋として東京に二百を数える店舗を持っていたと言われる。

また、最後に名前が挙がっている三木佐助は大阪における近代出版史を見る上で欠かすことのできない人物である。詳細は小田氏が紹介<sup>12)</sup>しているが明治七年(一八七四)の『小学生徒必携』をはじめ



| 書 肆           |        | 売 捌       |       |
|---------------|--------|-----------|-------|
| 東京日本橋区通二丁目    | 北島茂兵衛  | 東京神田区淡路町  | 巖々堂   |
| 東京日本橋区通二丁目    | 稲田佐兵衛  | 東京神田区表神保町 | 中西屋邦太 |
| 東京日本橋区通三丁目    | 丸屋善七   | 東京神田区裏神保町 | 井上蘇吉  |
| 東京日本橋区南伝馬町一丁目 | 叢書閣    | 大坂備後町四丁目  | 梅原亀七  |
| 東京日本橋区南伝馬町二丁目 | いろはや新造 | 大坂久宝寺町角   | 三木佐助  |
| 東京神田区雉子町      | 輿論社    |           |       |
| 東京神田区雉子町      | 団々社支店  |           |       |

『地方生指針』売捌書肆一覧

めとした教科書出版に力を注いだ人物であり、「進学案内書」の販売書店としては非常に適した書肆であったと言えるだろう。このようにここに名を連ねる「売捌書肆」には新旧取り混ぜた当時の有名な書肆たちであり、このような書肆たちを販売所にできたのもやはり老舗・高山房の力があつたように思われる。「進学案内書」はこのあと種類・量ともに増えていく、その後の「進学案内書」の分析は必要とするが、その土台をつくったのが高山房刊行『地方生指針』と言えるのではないかと考えている。

6. おわりに

本稿では紙面の都合もあり、三冊の「進学案内書」を取り上げ、専修学校の記事および「進学案内書」そのものの分析を行った。その上で、いくつか考えられることを述べたが、あくまでも今後の課題となるような点が多く、十分な位置づけができたとは言えない。とはいえ、このような個別事例研究を積み重ねることで新たな問題点が出てくるのではないかと考えている。

今回は明治十六年から二十年の間に刊行された三冊の「進学案内書」の記事の精度の問題を取り上げ、前二冊については専修学校の記事に誤りが見られ、しかもそれが全く同じ箇所があること、それに対して『地方生指針』においては情報の精度が増し、内容・販売方法に大きな変化が見られ、『地方生指針』がその後の「進学案内書」の指針になったのではないかということを述べた。この点については今後、数を増していく明治二十年代、三十年代の「進学案内書」を見ていくことでより詳しい分析ができるのではないかと考えている。

最後に当時の専修学校の様子を見ていきたい。「進学案内書」は地方から上京して学校で学ぶ人のためのものである。では当時、専修学校にはどのくらい地方出身者がいたのだろうか。明治十四年から二十年までの卒業生の出身県を挙げたものが次の表である。いかに多くの地方出身者が集まっていたかがよくわかるだろう。おそらくこの傾向は他の私立学校でも変わらないのではないだろうか。そ

(表1) 年別卒業生出身地

| 卒業年   | 出身地 | 人数    | 卒業年  | 出身地   | 人数  |
|-------|-----|-------|------|-------|-----|
| 明治14年 | 岡山県 | 3     |      | 石川県   | 2   |
|       | 宮城県 | 1     |      | 滋賀県   | 2   |
|       | 福島県 | 1     |      | 三重県   | 2   |
|       | 茨城県 | 1     |      | 島根県   | 2   |
|       | 埼玉県 | 1     |      | 岡山県   | 2   |
|       | 長野県 | 1     |      | 熊本県   | 2   |
|       | 石川県 | 1     |      | 宮崎県   | 2   |
|       | 高知県 | 1     |      | 青森県   | 1   |
| 鹿児島県  | 1   | 秋田県   |      | 1     |     |
| 明治15年 | 東京市 | 2     |      | 群馬県   | 1   |
|       | 長野県 | 2     |      | 神奈川県  | 1   |
|       | 長崎県 | 2     |      | 新潟県   | 1   |
|       | 熊本県 | 2     |      | 京都府   | 1   |
|       | 福島県 | 1     |      | 福岡県   | 1   |
|       | 茨城県 | 1     |      | 大分県   | 1   |
|       | 埼玉県 | 1     |      | なし    |     |
|       | 静岡県 | 1     |      | 明治18年 | なし  |
|       | 愛知県 | 1     |      | 明治19年 | 岡山県 |
|       | 滋賀県 | 1     |      | 山梨県   | 3   |
|       | 島根県 | 1     |      | 東京市   | 2   |
|       | 山口県 | 1     |      | 神奈川県  | 2   |
| 高知県   | 1   |       | 長野県  | 2     |     |
| 鹿児島県  | 1   |       | 石川県  | 2     |     |
| 明治16年 | 長崎県 | 3     |      | 山口県   | 2   |
|       | 群馬県 | 2     |      | 熊本県   | 2   |
|       | 岐阜県 | 2     |      | 宮城県   | 1   |
|       | 大阪府 | 2     |      | 新潟県   | 1   |
|       | 兵庫県 | 2     |      | 福井県   | 1   |
|       | 福島県 | 1     |      | 愛知県   | 1   |
|       | 埼玉県 | 1     |      | 三重県   | 1   |
|       | 新潟県 | 1     |      | 高知県   | 1   |
|       | 石川県 | 1     |      | 愛媛県   | 1   |
|       | 静岡県 | 1     |      | 福岡県   | 1   |
|       | 島根県 | 1     |      | 佐賀県   | 1   |
|       | 高知県 | 1     |      | 宮崎県   | 1   |
| 愛媛県   | 1   | 明治20年 | 鹿児島県 | 4     |     |
| 不明    | 1   |       | 東京市  | 2     |     |
| 明治17年 | 東京市 | 6     |      | 岡山県   | 2   |
|       | 福島県 | 5     |      | 福岡県   | 2   |
|       | 長野県 | 4     |      | 福島県   | 1   |
|       | 静岡県 | 3     |      | 千葉県   | 1   |
|       | 長崎県 | 3     |      | 長野県   | 1   |
|       | 栃木県 | 2     |      | 山口県   | 1   |
|       | 埼玉県 | 2     |      | 香川県   | 1   |
|       |     |       | 愛媛県  | 1     |     |

ういう意味では「進学案内書」の潜在的な需要はかなりあったのではないかと思われる。

現在のところ、専修学校卒業生が書き残した資料から「進学案内書」の存在を見ることはできない。この点については大きな今後の課題である。本稿で取り扱った「進学案内書」以後のものとの分析とあわせて、調査を続けていきたいと思う。

最後に本学大学史資料課が所蔵する「進学案内書」の原本一覧を掲げておく。ご利用いただければ幸いである。

(表2) 大学史資料課所蔵「学校案内」一覧

| 発行年             | 書名                         | 著者・編集者等                                 | 発行所                              | 備考                            |
|-----------------|----------------------------|---|----------------------------------|-------------------------------|
| 明治18年<br>10月10日 | 増補<br>東京留学案内               | 原編輯人・埼玉県平民・<br>下村泰大／増補人・岐阜<br>県平民・和田民之助 | 東京京橋区南伝馬町1丁<br>目14番地・春陽堂         |                               |
| 明治26年<br>7月5日   | 明治二十六年<br>東京修学案内           | 編著者・東京市牛込区矢<br>来町3番地・須永金三郎              | 東京市神田区表神保町3<br>番地・東京堂書房          |                               |
| 明治30年<br>4月8日   | 諸学校規則集改正<br>東京入学便覧         | 発行者・東京市神田区橋<br>本町2丁目9番地・嵯峨<br>野彦太郎      |                                  | 附学科課程<br>表                    |
| 明治33年<br>6月25日  | 日用百科全書第三拾七編<br>就学案内        | 編者・博文館編輯局                               | 東京市日本橋区本町3丁<br>目・博文館             | 3版                            |
| 明治35年<br>3月23日  | 東京遊学案内                     | 編輯者・東京市神田区南<br>甲賀町8番地・木下祥真              | 東京市神田区南甲賀町8<br>番地・内外出版協会         |                               |
| 明治36年<br>4月6日   | 三十六年改正<br>男女東京遊学案内         | 著者・酒井勉                                  | 東京修学堂                            | 改訂再版、<br>附最新試験<br>問題          |
| 明治37年<br>1月5日   | 明治卅七年度<br>男女東京遊学案内         | 著者・酒井勉                                  | 東京修学堂                            |                               |
| 明治38年<br>10月7日  | 成功秘訣<br>諸学校官費貸費入学案内        | 著作者兼発行人・東京市<br>赤坂区赤坂田町3丁目10<br>番地・吉川庄一郎 | 東京市赤坂区赤坂田町3<br>丁目10番地・保成堂        | 18版、附官<br>立諸学校入<br>学試験問題<br>集 |
| 明治40年<br>2月20日  | 明治四拾年度改正<br>男女東京遊学案内       | 著作者・原田東風                                | 東京市神田区鍋町21番地・<br>大学館             | 再版                            |
| 大正5年<br>6月5日    | 最近調査<br>男女東京遊学案内           | 編纂者・東京市麴町区飯<br>田町2ノ55・川西房治郎             | 東京市神田区表神保町2<br>番地・脩学堂書店          | 再版                            |
| 大正15年<br>1月20日  | 最新調査<br>東京学校案内             | 編輯者・東京市小石川区<br>宮下町43・金子出版部編<br>輯部       | 東京市小石川区宮下町43<br>番地・金子出版部         | 改訂3版                          |
| 昭和7年<br>10月5日   | 新調<br>東京男子学校案内             | 編輯者・日昭館書店                               | 東京市神田区北神保町8<br>番地・日昭館書店          | 3版、附各<br>学校入学考<br>査解答         |
| 昭和10年<br>2月2日   | 昭和十年度版<br>標準東京学校案内 男子<br>部 | 編纂・大日本学生保護者<br>協会                       | 東京市神田区神保町3丁<br>目17番地・春陽社         | 3版                            |
| 昭和10年<br>3月15日  | 新調<br>東京学校案内               | 編輯者・日本教育調査会                             | 東京市神田区神保町1丁<br>目36番地・日本教育調査<br>会 | 附資格検定<br>試験及職業<br>案内          |
| 昭和20年<br>2月1日   | 昭和十九年度<br>全国上級学校綜覧         | 編者・旺文社                                  | 東京都牛込区横寺町55・<br>株式会社旺文社          |                               |

(註)

1 菅沼亮芳「明治期における「学びと進 学案内書」(『受験・進学・学校―近代日本教育雑誌にみる情報の研究―』(学文社 二〇〇八)菅沼氏による「進学案内書」に関する論文を次に挙げておく。本稿の執筆にあたって参考にさせていただいた。

・「明治期「進学案内書」にみる進学・学生・受験の世界」

(『日本私学教育研究所 調査資料 第一六八号』一九九二)

・「近代日本私学教育史研究(1)―『進学・学校案内書』にあら

われた明治10年代の東京の私学―」(『日本私学教育研究所紀要

第三十二号(1) 教育・経営篇』一九九六)

・「近代日本私学教育史研究(2)―『進学・学校案内書』にあら

われた明治後期の東京の私学(その1)―」(『日本私学教育研究

所紀要 第三十三号(1) 教育・経営篇』一九九七)

・「近代日本私学教育史研究(3)―私学教育(史)資料としての

「進学・学校案内書」の文献目録(未定稿)(1883年〜194

6年―」(『日本私学教育研究所紀要 第三十四号(1) 教育・経

営篇』一九九九)

・「近代日本私学教育史研究(4)―『進学・学校案内書』にあら

われた明治後期の東京の私学(その2)―」(『日本私学教育研究

所紀要 第三十五号(1) 教育・経営篇』二〇〇〇)

・「近代日本私学教育史研究(5)―大正期刊行の「進学案内書」

の書誌的分析を中心として―」(『日本私学教育研究所紀要 第三

十六号(1) 教育・経営篇』二〇〇一)

菅原氏のこれらの研究論文において時期的区分による個別「進学案内書」の書誌的な分析を行っているが、その内容は著者や発行者の紹介、どの大学がどの書籍に取り上げられているかなどを取り上げたものであり、記事内容までは踏み込んでいない。

2 菅沼亮芳「前掲書」

3 現在の書籍史研究の状況は多様化しており、国文学、歴史学、社会学など様々な研究分野からなされている。一橋大学教授・若尾政希氏を呼びかけ人として行われている「書物・出版と社会変容」研究会はそういった研究状況を反映するように多くの分野の研究者が集まっている。

4 「進学案内書」と個別の学校を取り上げた資料紹介として浅沼薫奈氏による「進学案内書・受験雑誌に現れた拓殖大学」①②③(『拓殖大学百年史研究』6号〜8号)が挙げられる。浅沼氏は「本校が日本社会からどのように評価されてきたのか、各時代での位置づけや役割を知るための資料」として進学案内書や受験雑誌を取り上げているが、進学案内書そのものの分析はなされていない。

5 近年の書籍史研究の成果や課題については藤實久美子氏の『近世書籍文化論―史料論的アプローチ―』(吉川弘文館 二〇〇六)に詳しい。

6 永嶺重敏『〈読書国民〉の誕生―明治30年代の活字メディアと読書文化―』(日本エディタースクール出版部 二〇〇四)

- 以下、永嶺氏の研究についての引用・参考はすべて本書に拠る。
- 7 菅沼亮芳「前掲書」
  - 8 日本経済新聞社編『私の履歴書 文化人1』（日本経済新聞社 一九八三）
  - 9 『専修大学百年史 上巻』（専修大学 一九八二）p.169
  - 10 小田勝太郎編『東京諸学校学則一覽』（英蘭堂 一八八三）  
本稿において本書からの抜き出した史料はすべて国立国会図書館近代デジタルライブラリー所蔵本に拠るものである。
  - 11 小田勝太郎の生涯については「福山誠之館同窓会」のホームページ内にある「小田勝太郎」および『誠之館百三十年史 上巻』（福山誠之館同窓会編刊 一九八八）に拠った。
  - 12 小田勝太郎編『東京諸学校学則一覽』（英蘭堂 一八八三）p.61-66
  - 13 『専修大学百年史 上巻』（専修大学 一九八二）p.16
  - 14 菅原亮芳「近代日本私学教育史研究（1）」『進学・学校案内書』にあらわれた明治10年代の東京の私学―（『日本私学教育研究所紀要 第三十二号（1）教育・経営篇』一九九六）
  - 15 下村泰大編『東京留学案内』（和田篤太郎 一八八五）  
本稿において本書からの抜き出した史料はすべて国立国会図書館近代デジタルライブラリー所蔵本に拠るものである。
  - 16 『専修大学百年史 上巻』（専修大学 一九八二）p.16
  - 17 『研究報告 第六十七号 近代化過程における遠隔教育の初期的形態に関する研究』（放送教育開発センター 一九九四）
  - 18 和田篤太郎に関しては山崎安雄『春陽堂物語 春陽堂をめぐる明治文壇の作家たち』（春陽堂書店 一九六九）に詳しい。
  - 19 菅原亮芳「近代日本私学教育史研究（1）」『進学・学校案内書』にあらわれた明治10年代の東京の私学―（『日本私学教育研究所紀要 第三十二号（1）教育・経営篇』一九九六）
  - 20 有木大輔「江戸・高山房小林新兵衛による『唐詩訓解』排斥」『中国文学論集』第三十六号 二〇〇七）
  - 21 このような近世の書籍流通システムの研究の代表的なものとして大和博幸氏の「広域出版流通の進展と本屋（書物屋）仲間の変容」『図書館文化史研究』十八号 二〇〇二）、「江戸時代広域出版流通の形成と発展―基礎的研究」『國學院雑誌』一〇二巻二号 二〇〇一）などが挙げられる。
  - 22 小田光雄『書店の近代―本が輝いていた時代』（平凡社新書 二〇〇三）